

商店街に関わる人材育成交流促進事業

1 趣 旨

商店街が地域コミュニティの核として発展していくために、学生や若者など外部人材も含め、商店街の課題解決等に取り組むことが出来る人材の育成に繋がる事業を支援する

2 補助対象となる事業

| | |
|-------------|--|
| 補助対象事業 | <p>商店街等及び商店街関係者が自らの魅力の再認識や情報発信のために行う取組、商店街の多機能化を推進するために行う取組、学生や若者など商店街に関心を持つ人材との連携による外部人材の力も巻き込んだ人材育成に資する取組等、<u>商店街の活性化を担う人材育成に取り組む事業</u>。</p> <p>例えば・・・</p> <p>◆組織に関わること など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師を招いた組織運営検討会、若手店主の勉強会、他の商店街と合同の取組発表会、買い物客への意識調査 ・学生等の外部の視点も交えた商店街のあり方検討会や、学生等と連携した事業実施に向けた企画会議 <p>◆情報発信に関わること など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS活用に関する勉強会、・ECサイト運営に関する講習会 ・学生等による今どきの情報発信講習会 <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街名産品の商品開発勉強会 ・学生等による商店街広報誌や地図等の作成 ・店の品物のディスプレイ等、学生の感性でリブランディングする |
| 補助対象者 | 商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、地域のまちづくりや商業活性化等に取り組む民間事業者等 |
| 補助率 | 10分の10 |
| 補助限度額 | 20万円 |
| 補助対象経費 | 報償費（謝金等）、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告宣伝費、使用料及び賃借料（店舗等賃借料については6ヶ月以内）、委託料 |
| 申請にあたっての諸注意 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業に応じたKPI（目標）を交付申請時に設定 例） ・来街者数 ・SNSなどでの情報発信を行う数 ・参加した学生や連携した学校の数 ・勉強会等事業への参加者数 等 ● これまでに京都府からの補助実績がある取組は補助対象外 ● 視察に係る経費は補助対象外 |